

はじめに

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下、「条例」とします）第 20 条により、2006 年次における条例の運営状況等について、本報告書をもって市長に報告するとともに、これを公表します。

本年次は、新しい一人のオンブズパーソンと、一人の相談員を迎え、新たな体制になりました。また、オンブズの外の状況が激しく動いた年でもありました。たとえば、いくつかの自治体による子どもの権利に関する条例整備や救済システム設置に向けた動きが見られました。その一方で、全国各地で、悲痛にも子どもがいじめを苦にして自殺するという出来事が起きました。こうした状況を反映して、子どもの救済制度としての「川西市子どもの人権オンブズパーソン」に焦点が当たって、マスコミの取材が集中した時期もありました。さらに、多くの自治体等から、問い合わせや視察を受けました。

こうしたことを通して、われわれも自らのあり方を問われている気がします。それは 8 年間の道のりを総括し、検証することを意味しています。

本年次は、延べ 603 件の相談が寄せられました。そのうち子どもからの相談は、全体の 4 割を越え、過去最高となりました。

これは、子どもにかかわることについては、当事者である子ども自身の気持ちや意見を尊重するという「子どものエンパワメント」を基軸とするオンブズパーソン活動の積み重ねによる結果であると感じています。本年次も、いじめ、家庭内虐待、不登校、引きこもり等、さまざまに困難な状況で悩み苦しむ子どもたちと出会ってきました。子どもたちが自ら問題の打開や解決に参加し、子ども自身が乗り越えていけるよう、子どもの気持ちを受けとめながら対話を重ね、信頼関係を築き、支援を行ってきました。

そうした中で多くの子どもたちが、もう一度自分やまわりに対する信頼を取り戻し、元気を回復していきました。子どもたちは、たとえ深刻な状況に置かれていても、日々懸命に生きようとし、そして希望を忘れてはいませんでした。子どもたちは「おとなが真剣に話を聴いてくれるだけで安心する」と言います。子どもにとって必要なときに適切な支援があれば、子どもは自ら解決に向けて動き出す力を持っているのです。こうした姿に私たちは、大いに勇気づけられ、励まされました。そして、本年次も保護者、教職員、行政職員のみなさまから、温かいご支援ご協力をいただきました。深く感謝を申しあげる次第です。

これまでの活動の中で確かに見えてきたことは、具体的な「子どもの救済」のためには、「子どもの意見表明・参加」の権利を尊重するというおとな側の取り組みがとても大切だということです。そして、まわりのおとなが子どもの気持ちや意見を受けとめていけるように、おとなを支援することも大切だということです。オンブズパーソンは、必要があれば、子どもに関係するおとなに子どもの声を代弁し、ともに子どもを支えていけるように、理解を求めていきました。これは子どもを代弁し、擁護する第三者であるからこそ、その役割を果たせるものであると感じています。

今後もこれまでの経験を活かしながら、常に「子どもの最善の利益」とは何かを追究しつつ、制度運営を行っていきたいと思います。そして、市の関係機関と連携・協力しながら、オンブズパーソンとしても、川西市で子どもたちが安心して生き生きと育つことができるよう、一層努力していきたいと思います。

2007(平成 19)年 3 月 1 日

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 羽下 大信

代表代行オンブズパーソン 池谷 博行

オンブズパーソン 桜井 智恵子

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成 10(1998)年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

も く じ

はじめに

I	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要	2
II	オンブズパーソンの相談活動	5
	2006年次の相談状況(179案件、延べ603件)	6
	相談内容	10
	各学齢の子どもの相談の特徴	12
	相談をとおしての調整活動	14
	コラム—子どものエンパワメントとオンブズ活動—	16
III	オンブズパーソンの調査活動	22
	2006年次の調査状況(2案件、延べ15回の調査を実施)	23
	2006年次に扱った調査案件のあらまし	24
IV	オンブズパーソンの広報・啓発活動	30
	子どもたちへの広報・啓発	31
	おとなたちへの広報・啓発	33
	オンブズパーソン制度・活動に関する問い合わせ・視察	36
	子どもオンブズニュース	38
V	オンブズパーソンの会議等と情報公開	40
	オンブズパーソン会議の開催状況	41
	個々の事例に関する研究協議	42
	情報公開の対応	43
VI	活動をふりかえって	47
	対人援助のなかのリスニング／ヒアリング／カウンセリング	48
	代表オンブズパーソン 羽下 大信	
	第三者機関における「調整機能」という価値	53
	オンブズパーソン 桜井 智恵子	
	オンブズパーソンを退任するにあたって	58
	代表代行オンブズパーソン 池谷 博行	

(参 考)

2006年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿